

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

帯広市立南町中学校 令和5年（2023年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

帯広市立南町中学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

- 1 いじめについての基本的考え  
(1) いじめの定義 (2) 解消に向けて (3) 問題発生時の指導及び組織、他
- 2 いじめ未然防止・早期発見のための取組  
(1) いじめの把握・早期発見 (2) 校内研修及び日常指導  
(3) 校内環境づくり、他
- 3 いじめ発生時における取組  
(1) いじめを認知した場合 (2) 生徒・保護者に対して  
(3) いじめの解消について、他

帯広市立南町中学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

構成員：管理職、主幹教諭、担任、教務主任、生徒指導部、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、他（市教育相談員、スクールカウンセラー、CS委員、PTA 三役）  
 <1学期>いじめ防止対策委員会の設置、いじめ対応（HP等）、生活アンケート、考察・対策検討、個別面談、アセス、生徒指導交流・研修  
 <2学期>生徒会主体のいじめ防止活動、情報交流、いじめ防止強化月間、アセス、生活アンケート、考察・対策検討、個別面談、生徒指導交流・研修、学校評価、学校運営協議会、学年交流  
 <3学期>生活アンケート、取組状況の反省、いじめ防止基本方針の見直し  
 ※学級における適切な人間関係づくりは年間を通して実施

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ふれあいデー（10月予定）  
帯広動物園・グリーンパークや公園の清掃、保育園や福祉施設の訪問など、地域のボランティア活動を通して、地域に貢献する意識を高める本校独自の取組。
- 南町中ITアサット（11月予定）  
構成ファミリーの稲田小・豊成小・南町中3校の児童会・生徒会役員が集まり、いじめ未然防止の取組を計画する。
- あいさつ運動（定期的に実施）  
生徒会主体の活動を通して、生徒の自己有用感の向上、人間関係を形成する力や社会性の育成を目指す取組。
- いのちの学習（学年別に実施）  
助産師を講師に招き、多様な生き方への理解や、自他を大切にすることを育むための取組。
- 本校規則と生活心得の見直し（令和5年4月改定予定）  
生徒会と教職員が協働で行い、内容を生徒の実情、地域の状況や時代の進展などを踏まえたものに見直していく。生徒の規則に対する理解を深め、規則や生活心得を自分たちのものとして守っていくとする態度を養う取組。改定後は、保護者や地域住民等の意見も取り入れながら、継続的に見直しを図っていく。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の帯広市立南町中学校のいじめ対策組織担当は、教頭（坂田）です。

連絡先0155-48-3181（学校代表電話）

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 12～17時
（メール）	<a href="mailto:tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
十勝教育局教育相談電話（電話）	0155-23-4950	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ



子ども相談支援  
センターイメー  
ジキャラクター